

別表 1

事業種類	事業内容	事業実施主体	補助要件	補助率
養蜂等振興強化推進	1 蜂群配置調整適正化支援事業 (1) 検討会議の開催 (2) 蜜源植物の植栽・管理 (3) 蜜源植物の植栽状況等の実態把握 (4) 蜜源植物の保護・増殖推進のための普及啓発の取組	協議会	1 事業の内容が養蜂振興法（昭和30年法律第180号）の目的に合致するものであること。 2 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 3 原則として事業内容欄の（1）～（4）の取組を全て行うこと。	定額
	2 花粉交配用蜜蜂の安定調達支援事業 (1) 協力プランの作成 (2) 花粉交配用蜜蜂の安定確保のための技術実証 (3) マニュアルの作成、講習会の開催等	1 農業者の組織する団体 2 花粉交配用蜜蜂安定調達協議会	1 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 2 農産局長が別に定める要件を満たしていること。 3 事業内容欄の（1）の取組を必ず行うこと。（蜜蜂以外の花粉交配用昆虫の代替併用技術実証に取り組む場合を除く）	定額
	3 在来種マルハナバチの利用拡大支援事業 (1) 検討会の開催 (2) 利用技術の実証・展示 (3) 先進地視察、マニュアルの作成、講習会の開催等	1 農業者の組織する団体 2 在来種マルハナバチ利用拡大協議会	1 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 2 農産局長が別に定める要件を満たしていること。 3 事業内容欄の（1）及び（2）の取組を必ず行うこと。	定額